

平成 21 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名：エー・シー・ピー・ワン・ホールディングス株式会社  
代表者名：代表取締役 近藤 直樹

## バリオセキュア・ネットワークス株式会社の株券等に対する公開買付けの開始に関する お知らせの訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

エー・シー・ピー・ワン・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、バリオセキュア・ネットワークス株式会社（以下「対象者」といいます。）の株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、金融商品取引法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、平成 21 年 7 月 30 日付「バリオセキュア・ネットワークス株式会社の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 21 年 7 月 31 日付公開買付開始公告（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>、同日付「公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、当該訂正による買付条件等の変更はございません。

### 記

訂正箇所には下線を付しております。

#### 1. 公開買付開始公告

#### 2. 公開買付けの内容

#### (6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合

(訂正前)

(注 2) 「対象者の総議決権の数」は、対象者の平成 21 年 5 月期（第 8 期）第 3 四半期報告書（平成 21 年 4 月 14 日提出）に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」の計算においては、当該総株主の議決権の数に対象者の同四半期報告書に記載された本新株予約権（平成 21 年 2 月 28 日現在合計 154 個、株式に換算した株式数 1,386 株）に係る議決権数 1,386 個を加算し計算するところですが、対象者が平成 21 年 7 月 15 日に株式会社大阪証券取引所において公表した「平成 21 年 5 月期 決算短信」には、平成 21 年 5 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数が 58,902 株である旨、同日現在の対象者の自己株式数が 725 株である旨及び同日現在の対象者における未行使の本新株予約権を株式に換算した対象者株式数が 900 株である旨の記載があるため、同日現在の発行済株式総数（58,902 株）から本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する自己株式数（725 株）を控除し、同日現在の本新株予約権を株式に換算した対象者株式（900 株）を加算した 59,077 株に係る議決権の数 59,077 個を「対象者の総議決権の数」として計算しております（以下(7)及び(8)において同様。）。

(訂正後)

(注 2) 「対象者の総議決権の数」は、対象者の平成 21 年 5 月期（第 8 期）有価証券報告書（平成 21 年

8月28日提出)に記載された総株主の議決権の数です。但し、同報告書には、平成21年6月1日から平成21年7月31日までの間に、本新株予約権の行使により対象者の発行済株式総数が306株増加した旨の記載があることから、平成21年7月31日現在における「対象者の総議決権の数」は、平成21年6月1日から平成21年7月31日までの間に行使された本新株予約権の目的である対象者株式の数(306株)に係る議決権の個数を加えた58,483個になります。また、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総議決権の数に占める割合」の計算においては、当該総株主の議決権の数に対象者の同報告書に記載された本新株予約権(平成21年7月31日現在合計66個、株式に換算した株式数594株)に係る議決権数594個を加算した59,077株に係る議決権の数59,077個を「対象者の総議決権の数」として計算しております(以下(7)及び(8)において同様。)

### 3. 対象者又はその役員との本公開買付けに関する合意の有無

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ② 対象者の役員との間の合意

##### (b) 解除請求権

##### (訂正前)

公開買付期間の満了日までに、(i)対象者大株主による表明保証に違反が判明した場合、(ii)対象者大株主が本契約に定める義務に違反した場合、(iii)次回定時株主総会において、対象者の取締役選任議案が後記(c)記載の内容どおりに承認可決されない場合、(iv)次回定時株主総会において、対象者の期末配当金として、普通株式1株につき1,700円を超える剰余金の配当が決議された場合、(v)対象者の事業に重大な悪影響を及ぼすような事由又は事象が発生し、若しくはかかる事由又は事象が発生する具体的なおそれが生じたと合理的に認められる場合等において、公開買付者が応募の撤回を請求したときには、対象者大株主は本公開買付けに応募せず、また、既に応募している場合には、応募を撤回する。

##### (訂正後)

公開買付期間の満了日までに、(i)坂巻氏らによる表明保証に違反が判明した場合、(ii)坂巻氏らが本契約に定める義務に違反した場合、(iii)次回定時株主総会において、対象者の取締役選任議案が後記(c)記載の内容どおりに承認可決されない場合、(iv)次回定時株主総会において、対象者の期末配当金として、普通株式1株につき1,700円を超える剰余金の配当が決議された場合、(v)対象者の事業に重大な悪影響を及ぼすような事由又は事象が発生し、若しくはかかる事由又は事象が発生する具体的なおそれが生じたと合理的に認められる場合等において、公開買付者が応募の撤回を請求したときには、坂巻氏らは本公開買付けに応募せず、また、既に応募している場合には、応募を撤回する。

## II. バリオセキュア・ネットワークス株式会社の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

### 2. 買付け等の概要

#### (1) 対象者の概要

##### (訂正前)

① 商号	バリオセキュア・ネットワークス株式会社
② 事業内容	セキュリティサービス事業 ホスティングサービス事業 プロフェッショナルサービス事業
③ 設立年月日	平成13年6月21日
④ 本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 坂巻 千弘

⑥	資本金	463百万円（平成21年5月31日現在）	
⑦	大株主及び持株比率 (平成20年11月30日現在) <u>(注)</u>	坂巻 千弘	17.3%
		ヴィンセント・ジョセフ・ギベス	17.2%
		エリック・エドワード・ボウルス	15.3%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.8%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.4%
		米良 優子	4.0%
		ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合	3.4%
		ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合	3.4%
		ジャフコ・ジー8（エー）号投資事業組合	2.3%
ジャフコ・ジー8（ビー）号投資事業組合	2.3%		
⑧	買付者と対象者の 関係等	資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者普通株式1株保有しております。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 対象者は、フィデリティ投信株式会社から平成20年7月4日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年6月30日現在で2,321株保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記⑦には含めておりません。

(訂正後)

①	商号	バリオセキュア・ネットワークス株式会社	
②	事業内容	セキュリティサービス事業 ホスティングサービス事業 プロフェッショナルサービス事業	
③	設立年月日	平成13年6月21日	
④	本店所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー	
⑤	代表者の役職・氏名	代表取締役CEO 坂巻 千弘	
⑥	資本金	467百万円（平成21年5月31日現在）	
⑦	大株主及び持株比率 (平成21年5月31日現在)	坂巻 千弘	17.18%
		ヴィンセント・ジョセフ・ギベス	17.01%
		エリック・エドワード・ボウルス	15.11%
		米良 優子	3.95%
		ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合	3.36%
		ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合	3.36%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.92%
		ジャフコ・ジー8（エー）号投資事業組合	2.26%
		ジャフコ・ジー8（ビー）号投資事業組合	2.26%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.12%
⑧	買付者と対象者の 関係等	資本関係	公開買付者は、本日現在、対象者普通株式1株保有しております。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	31,373 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.11%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	59,076 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	57,709 個	

(中 略)

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成21年5月期(第8期)第3四半期報告書(平成21年4月14日提出)に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該総株主の議決権の数に対象者の同四半期報告書に記載された本新株予約権(平成21年2月28日現在合計154個、株式に換算した株式数1,386株)に係る議決権数1,386個を加算し計算するところですが、対象者が平成21年7月15日に株式会社大阪証券取引所において公表した「平成21年5月期 決算短信」には、平成21年5月31日現在の対象者の発行済株式総数が58,902株である旨、同日現在の対象者の自己株式数が725株である旨及び同日現在の対象者における未行使の本新株予約権を株式に換算した対象者株式数が900株である旨の記載があるため、同日現在の発行済株式総数(58,902株)から本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する自己株式数(725株)を控除し、同日現在の本新株予約権を株式に換算した対象者株式(900株)を加算した59,077株に係る議決権の数59,077個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	31,373 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.11%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	59,076 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	58,177 個	

(中 略)

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成21年5月期(第8期)有価証券報告書(平成21年8月28日提出)に記載された総株主の議決権の数です。但し、同報告書には、平成21年6月1日から平成21年7月31日までの間に、本新株予約権の行使により対象者の発行済株式総数が306株増加した旨の記載があることから、平成21年7月31日現在における「対象者の総株主の議決権の数」は、平成21年6月1日から平成21年7月31日までの間に行使された本新株予約権の目的である対象者株式の数(306株)に係る議決権の個数を加えた58,483個になります。また、本公開買付けにおいては本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該総株主の議決権の数に対象者の同報告書に記載された本新株予約権(平成21年7月31日現在合計66個、株式に換算した株式数594株)に係る議決権数594個を加算した59,077株に係る議決権の数59,077個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

#### 4. その他

以下、訂正後の内容のみを記載しております。

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

##### ② 対象者の役員との間の合意

##### (b) 解除請求権

公開買付期間の満了日までに、(i)坂巻氏らによる表明保証に違反が判明した場合、(ii)坂巻氏らが本契約に定める義務に違反した場合、(iii)次回定時株主総会において、対象者の取締役選任議案が後記(c)記載の内容どおりに承認可決されない場合、(iv)次回定時株主総会において、対象者の期末配当金として、普通株式1株につき1,700円を超える剰余金の配当が決議された場合、(v)対象者の事業に重大な悪影響を及ぼすような事由又は事象が発生し、若しくはかかる事由又は事象が発生する具体的なおそれが生じたと合理的に認められる場合等において、公開買付者が応募の撤回を請求したときには、坂巻氏らは本公開買付けに応募せず、また、既に応募している場合には、応募を撤回する。

##### (4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 対象者が、平成21年5月15日付で、株式会社大阪証券取引所において公表した「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の第8期定時株主総会において、平成21年5月31日を基準日とする剰余金の配当につき、1株当たり1,700円とすることが承認可決されました。

② 対象者が、平成21年7月30日付で、株式会社大阪証券取引所において公表した「『当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）』の不発動及び廃止に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けに対して大量買付ルールに基づく対抗措置を発動しない旨を決議するとともに、第8期定時株主総会において、大量買付ルールの継続についての議案を上程せず、第8期定時株主総会の終結時をもって、大量買付ルールを廃止する旨を決議しておりますが、対象者の第8期定時株主総会において大量買付ルールの継続についての議案が上程されませんでしたので、大量買付ルールは、第8期定時株主総会の終結時をもって廃止されました。

③ 対象者が、平成21年7月30日付で、株式会社大阪証券取引所において公表した「定款一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者の第8期定時株主総会において、いわゆる株券電子化に伴う変更のほか、買収防衛策の一環として規定した定款第13条の削除及び取締役の員数の上限の引き上げを含む定款変更を行うことが承認可決されました。

#### ■本件に関する問い合わせ先

エー・シー・ピー・ワン・ホールディングス株式会社

連絡先：東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

03-3284-1810

以 上